

「世界における自動車電動化、公道自動運転及びこれに伴  
う新サービスに係る法制度を含む実施状況及び展開予測の  
俯瞰的比較調査」に係る公募要領

(2022年5月12日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術戦略研究センター

「世界における自動車電動化、公道自動運転及びこれに伴う新サービスに係る法制度を含む実施状況及び展開予測の俯瞰的比較調査」に係る公募について  
(2022年5月12日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

## 1. 件名

世界における自動車電動化、公道自動運転及びこれに伴う新サービスに係る法制度を含む実施状況及び展開予測の俯瞰的比較調査

## 2. 調査概要

### (1) 調査の目的・内容

#### I. 背景と目的

2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、グリーン成長戦略のアクションプランの一つにもなっている自動車電動化と、これからの大きな変化が期待される次世代モビリティについて、NEDOが策定する技術戦略に資する情報をとりまとめるため、各国における1)自動車電動化、及び2)公道自動運転とこれに伴う新サービスにかかる実施、進捗、計画に着目した調査を行う。

#### 1) 自動車電動化

IEAによると2021年の世界でのBEVの販売は660万台を超え、2020年の2.2倍を記録、2030年に3200万台超の販売、電動車(EV, PHEV)の登録総台数(UIO=Units In Operation)にして2.3億台が予測されている。

一般的に電動車の普及には大きく以下3つの要素が相互関連しているものと考えられている。

- A. 車両性能：使用実態を満足させる技術、特にフル充電での航続距離。
- B. 購入価格と維持コスト：同等の内燃機関の車との比較においての実際の購入価格や維持所有の為の税金による家計（企業）への負担。高速道など走行時の金額優遇の有無、その他の電動車への優遇施策（優先レーンの走行許可など）の参考情報。
- C. インフラ・充電時間：個々の消費者の使用実態や潜在ニーズに対しての充足度。

A. については個々の商品の性能が直接的に関連するものと思われるが、B. について

は各国やその地方公共団体の法制度と実際の普及を担保する予算の確保との関連性は高いと思われ、C. については販売台数と地域に見合う充電設備の設置数の目標の有無と設置についての法整備や施策が肝要である。

以上3点を対象国について調査し、目標台数に向けての計画の充実度について評価比較することで先行国とその成功事例や背景等を明らかにする。

## 2) 公道自動運転及びこれに伴う新サービス

自動車の価値である移動の便利さ、安全、安心、快適、運転の楽しさ、環境負荷の極小化、ユーティリティ等において、昨今は自動運転、電動化、更にインフラ側との連携技術が進み、モビリティとして非連続的な進化を遂げる局面にある。これにおいて、自動運転開発や実証に必要な法制度の整備、地域や道路管理者、通信網との連携などの取り組みや、政府、公共機関などとの連携状況、企業などによる新たな価値を付加させるサービスの創出等を報告。

対象国における、自動運転の法整備、実証実験の状況、通信を含む都市インフラとの連携展開、Mobility as a Service (MaaS)やVehicle to Grid (V2X) など他業種とのビジネスの進展等々、公道自動運転と次世代モビリティ社会への発展への行政と民間の計画や成果について比較する。今後、国際標準化が進む事項についても記載。

## II. 調査内容

上記目的を達成する為以下の1) 電動化、2) 公道自動運転及びこれに伴う新サービスについて、3) で記載の対象国について調査分析し、各国統一フォーマットにてとりまとめる。

### 1) 自動車電動化

- 対象国における今後2030年までの電動車の総需要とUIO（IEA情報、各国の公式、あるいは有力予測データでも可）に加え、全体を構成する車両セグメンテーションとして1. PLDV（Passenger Light-Duty Vehicles）、2. LCV（Light-Commercial Vehicles）、3. バス、4. トラック（1~4はIEAのセグメンテーションに基づく。）にかかる調査も含める。また、各セグメントにおけるEV、PHEV、水素車両の台数を明示し、そのシェアを車両セグメンテーション別に算出する。さらに、各国の自動車における再生可能エネルギーの電源比率を調査し、現状と、2030年時点での自動車もたらす各国の総炭素排出での割合の変化を明確化する。
- 前項 I. 背景と目的の1) のAについては対象国の現在時点での2030年での電動車（及び水素自動車）の販売予測と対全需要のシェアを提示する。
- 同 Bについては各国中央、国や地方公共団体の法制化と実際の展開を担保する予算の確保や予定などを調査。電動化先進地域の北欧を含む欧州の状況を参照し、ユーザーの購入時の負担軽減や購買意欲喚起面からの普及の実効性を予測し、比較検証

する。

- ・ 同 C については販売台数に見合う充電設備の設置数の考え方の基本整理を NEDO と協議し、各国目標の有無や妥当性と設置についての法整備や施策との関連性において、充電設備の設置台数予測を評価報告する。また、充電設置場所、充電方式や高圧化など充電時間短縮への取組も調査報告する。なお、大型商用車などの交換式バッテリーの導入状況についても存在する場合は報告に含めること。

## 2) 公道自動運転及びこれに伴う新サービス

- ・ 自動運転レベル 4（米国 SAE 規格規定）相当を担保する自動運転の為の道路交通法整備や国際規格などの導入状況、試験を行う企業数、試験車数、試験数（のべ回数及び走行キロ数など）、対象地域など現状をまとめ、道路側情報との連携、保健の整備、国際標準化との連携などレベル 4（ないしレベル 5）への各国の状況を調査する。
- ・ 新サービス部門の記載事項は、Over The Air (OTA) での車両制御プログラムのアップデートなどの対応など既存ビジネスの技術革新による改良と、新規の付加価値ビジネス（異業種との連携、MaaS におけるカーシェアや AI オンデマンド交通、Vehicle to Grid など）の進捗状況について調査、評価する。
- ・ 米、中、欧州においては主なプロジェクトについて NEDO と協議の上 3 件程度の代表例について詳細例示報告を含むこと。
- ・ 1) 及び 2) で行った調査結果を踏まえ、世界における自動車電動化や公道自動運転にかかる実施状況において、我が国が今後、自動車電動化や公道自動運転の導入加速に向けて必要な施策や法整備等課題について整理し、明確化する。

## 3) 対象国地域

米、中、欧州（北欧 3 国、英を必ず含む）、日本、ASEAN（タイ、インドネシアを想定）、韓国等 10 カ国以上

※NEDO と協議の上選定する。

## (2) 実施期間

NEDO が指定する日から 2023 年 2 月 28 日まで

## (3) 予算規模

2,000 万円以下（税込）

## 3. 応募要領

次の a. から c. までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望す

る企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- c. NEDO が調査／事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

#### 4. 提案期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

##### (1) 提出期限

2022年6月3日（金）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は NEDO ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

##### (2) 提出先

公募ページ記載の Web 入力フォームより提出ください。

##### (3) 提出方法

- a. Web 入力フォームで以下の①～⑯を入力いただき、⑰に提出資料をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください  
提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。  
再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

#### ■入力項目

- ①調査名
- ②代表法人番号（13桁）

- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名
- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑩調査目標
- ⑪提案する方式・方法の内容（要約）
- ⑫調査課題（要約）
- ⑬調査実績（要約）
- ⑭提案額
- ⑮共同提案法人名（複数の場合は、列記）
- ⑯初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑰提出書類（提出書類一式のアップロード）

b. NEDO ホームページより次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。

- ・仕様書（PDF）
- ・提案書類（WORD）
- ・調査委託契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、「調査委託契約標準契約書」を指します。）

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

## 5. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。出席希望の企業等は、2022年5月17日（火）正午までに公募ページに記載の登録フォームより必要事項をご登録下さい。なお、公募説明会は応募資格として出席を義務づけるものではありません。

<説明会の日時>

- ・日時：2022年5月18日（水）10時30分～11時30分
- ・形式：Teams によるオンライン開催（URL は参加者登録メールアドレスへご連絡差し上げます）

## 6. 委託先の選定

### (1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

### (2) 審査基準

- a. 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- i. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

### (3) 委託先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)は NEDO のホームページ等で公開します。

不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### b. 附帯条件

採択に当たって条件（他の機関との共同で実施すること等）を付す場合があります。

### (4) スケジュール

2022 年

- |             |          |
|-------------|----------|
| 5 月 12 日（木） | ： 公募開始   |
| 5 月 18 日（水） | ： 公募説明会  |
| 6 月 3 日（金）  | ： 公募締め切り |

6月下旬（予定）：委託先決定、公表

7月下旬（予定）：契約

## 7. 留意事項

### (1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

#### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>
- ・NEDO プロジェクトマネジメントシステムについて：  
<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/nedopms.html>

### (2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

### (3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。詳細は『ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について』を御覧ください。

(4) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス（詳細は提案書類の別紙 2 を参照）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項

目に対して、対応する必要があります。(仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。)

(5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### （6）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。 ※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。 ※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての

注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

FAX 番号：044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)へリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(7) RA (リサーチアシスタント) 等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外

から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

#### （８）国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添 4 のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

#### （９）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については下記をご覧ください。経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_ji\\_shukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ji_shukanri03.pdf)

## 8. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記宛て電子メールにて受け付けます。なお、お問い合わせ内容によっては、公平を期すために回答をホームページ上で公開する場合があります。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
技術戦略研究センター 海外技術情報ユニット 浅海、三屋  
電子メール： [tsc-global-unit@ml.nedo.go.jp](mailto:tsc-global-unit@ml.nedo.go.jp)

## 9. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本調査に限りません。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyoku.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html)

以 上